

(目的)

第1条 この要綱は、呉市内における空き家等の情報を提供することにより、空き家等の流通促進及び本市への定住促進並びに地域の活性化を図るため、呉市空き家バンクについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する一戸建ての住宅及びその敷地又は宅地等のうち、現に利用していない当該物件であつて、宅地建物取引業者等に斡旋を依頼していないものをいう。
- (2) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 相続人 所有者が亡くなっている場合、その相続権を有する全ての者から、空き家等の売却若しくは賃貸を行うことについて承諾を得ている者をいう。
- (4) 物件登録希望者 所有者及び相続人のうち、呉市空き家バンクへの登録を希望する者をいう。
- (5) 利用希望者 呉市空き家バンクに登録された物件の購入又は賃貸を希望する者をいう。
- (6) 呉市空き家バンク 物件登録希望者から提供された情報を必要と認める範囲内で紹介するための空き家等情報登録制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、呉市空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(物件登録の申込み)

第4条 呉市空き家バンクに登録しようとする物件登録希望者は、呉市空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 呉市空き家バンク物件登録(内容変更)カード(様式第2号)
  - (2) 物件登録希望者の身分が確認できる書類(運転免許証又は健康保険証等の写し)
  - (3) 登録を希望する空き家等(以下「登録物件」という。)の全部事項証明書又は、当該空き家等の建物が未登記である場合は公課証明書(いずれも登録申込日前3か月以内に交付されたものに限る。ただし、呉市職員が原本と照合し相違ないことを確認した場合に限りその写しに代えることができることとする。)
  - (4) 地主の承諾書(様式第3号)(登録物件の敷地が物件登録希望者以外の者が所有する土地の場合)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあつた場合において、現地調査を実施し、その内容等を確認し、適当と認めたときは、呉市空き家バンク物件登録台帳に登録するとともに、呉市空き家バンク物件登録完了通知書(様式第4号)により、その旨を当該物件登録希望者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 前条の規定により呉市空き家バンク物件登録完了通知書の通知を受けた物件登録

希望者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく、呉市空き家バンク物件登録内容変更届出書（様式第5号）に、呉市空き家バンク物件登録（内容変更）カード（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申込みがあった場合において、その内容等を確認し、適当と認めたときは、呉市空き家バンク物件登録台帳の内容を変更するとともに、呉市空き家バンク物件登録内容変更通知書（様式第6号）により、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

#### （物件登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、呉市空き家バンクの物件登録を抹消するものとする。

- (1) 物件登録者から呉市空き家バンク物件登録取下げ申出書（様式第7号）の提出により、呉市空き家バンク物件登録の取下げの申出があったとき。
- (2) 当該物件登録から2年を経過したとき。ただし、物件登録者から登録期間更新の申出があったときは、この限りでない。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 当該登録物件の所有権又はその他の権利に異動があったとき。
- (5) その他市長が呉市空き家バンクへの登録を適当でないとして認めたとき。

#### （利用登録の申込み）

第7条 利用希望者は、呉市空き家バンク利用登録（内容変更）申込書（様式第8号）に利用希望者の身分が確認できる書類（運転免許証又は健康保険証等の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を確認し、適当と認めたときは、呉市空き家バンク利用希望者登録台帳に登録するとともに、呉市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

#### （利用登録内容の変更）

第8条 前条の規定により呉市空き家バンク利用登録完了通知書の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく、呉市空き家バンク利用登録内容変更届出書（様式第10号）に登録事項の変更内容を記載した呉市空き家バンク利用登録（内容変更）申込書（様式第8号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申込みがあった場合において、その内容等を確認し、適当と認めたときは、呉市空き家バンク利用希望者登録台帳の内容を変更するとともに、呉市空き家バンク利用登録内容変更通知書（様式第11号）により、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

#### （利用登録の抹消）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、呉市空き家バンクの利用登録を抹消するものとする。

- (1) 利用登録者から呉市空き家バンク利用登録の取下げの申出があったとき。
- (2) 当該利用登録から2年を経過したとき。ただし、利用登録者から登録期間更新の申出があったときは、この限りでない。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が呉市空き家バンクの利用登録を適当でないとして認めたとき。

(情報提供)

第10条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対し、呉市空き家バンクに登録された情報を提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等への不関与)

第11条 市長は、物件登録者と利用登録者との登録物件に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約（以下「交渉等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(暴力団の排除)

第12条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者は、呉市空き家バンクを利用することができない。

(遵守事項)

第13条 物件登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクの利用により知り得た情報について、その目的に反して使用しないこと。
- (2) 空き家バンクの利用により知り得た情報のうち公開されていないものについては、漏えい等のないよう適切に扱うこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。